

## 令和2(2020)年度内部統制評価報告書について

令和3(2021)年8月5日 行政改革ICT推進課

令和2(2020)年4月の地方自治法の改正による内部統制制度の導入に伴い、知事は毎年度内部統制の整備状況及び運用状況を評価のうえ「内部統制評価報告書」を作成し、監査委員の審査を付して議会に報告書を提出することとされた。

今般、令和2(2020)年度における内部統制評価報告書を作成したことからその内容について説明するもの。

## 1 評価対象

対象部局：知事部局及び企業局

対象事務：財務会計、個人情報等保護、公文書管理、情報セキュリティの4事務

対象期間：令和2(2020)年度

## 2 評価方法

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）を踏まえ、「全庁的な内部統制」及び「業務レベルの内部統制」において内部統制の不備を把握のうえ、当該不備が「重大な不備」※に該当するかを判断のうえ、内部統制の有効性を評価する。

区分	評価方法
全庁的な内部統制	全庁的な内部統制の仕組みや規定の整備・運用状況を評価
業務レベルの内部統制	各所属の事務の執行状況やリスク管理状況等を評価

※重大な不備・・・内部統制の不備のうち、県及び県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたもの又は生じさせる蓋然性の高いもの

## 3 評価結果

各所属によるリスク評価シートの自己点検及び行政改革ICT推進課内部監査室による内部監査により、延べ241項目の内部統制の不備※が判明した。

※内訳 財務会計：150 個人情報等保護：42 公文書管理：26 情報セキュリティ：23

そのうち、公文書管理に関する事務において、重大な不備（所属長の決裁を受けていない文書に公印管理者に無断で公印を押印し通知した事案）を把握したため、令和2(2020)年度における内部統制は、公文書管理に関する事務において一部有効に運用されていないと判断した。

なお、財務会計、個人情報等保護及び情報セキュリティに関する事務においては重大な不備は見受けられなかったことから、内部統制は概ね有効に機能していると判断した。

## 4 今後の予定

現在、監査委員において報告書の審査中であり、9月議会に監査委員の意見書を付して報告書の提出を行う予定